

4 福薬業発第 5 号
令和 4 年 4 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取り扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本通知では、連携強化加算の施設基準等に係る具体的な取扱いについて示されておりますが、自治体や薬剤師会を含めた関係団体等との連携が不可欠であると考えています。

当会としましては、本通知に係る取扱いについて、九州厚生局および福岡県薬務課と早急に協議を図り、取扱いの事例についてお示ししたいと存じます。当会としての見解がまとまり次第、速やかにお知らせいたしますのでしばらくお待ちください。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

会員薬局各位

上記の通り、福岡県薬剤師会より届きましたのでお知らせ致します。

別紙の確認をお願い致します。

一般社団法人 宗像薬剤師会